

議案第 54 号

桐生市市税条例等の一部を改正する条例案

桐生市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 8 月 28 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

## 桐生市市税条例等の一部を改正する条例

(桐生市市税条例の一部改正)

第 1 条 桐生市市税条例(平成 10 年桐生市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に改め、同条第 3 項中「この節」の次に「(第 48 条第 10 項から第 12 項までを除く。)」を加える。

第 24 条第 1 項第 2 号中「125 万円」を「135 万円」に改め、同条第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に 10 万円を加算した金額」を加える。

第 34 条の 2 中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である」を加える。

第 34 条の 6 各号列記以外の部分中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第 1 号ア及び第 2 号ア中「においては」を「には」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項本文中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第 48 条第 1 項中「による申告書」の次に「(第 10 項及び第 11 項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の 3 項を加える。

10 法第 321 条の 8 第 42 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 42 項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第 12 項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第 10 項の規定により行われた同項の申告は、法第 762 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第 92 条を第 92 条の 2 とし、第 2 章第 4 節中同条の前に次の 1 条を加える。

(製造たばこの区分)

第 92 条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第 93 条の次に次の 1 条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第 93 条の 2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第 8 条の 2 の 2 で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第 3 項第 1 号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第 94 条第 1 項中「第 92 条第 1 項」を「第 92 条の 2 第 1 項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第 98 条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第 4 項中「前項」を「前 2 項」に改め、「関し、」の次に「第 4 項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条に次の 4 項を加える。

7 第 3 項第 3 号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第94条第3項中「前項」を「前2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第2項前段中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表左欄ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同欄イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改める。

第94条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
  - (1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
  - (2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
  - (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会

計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項前段中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第11項を同条第16項とし、同条第10項を同条第15項とし、同条第9項を同条第14項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第7項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第6項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第5項の次に次の5項を加える。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第 12 条の 2 中「地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号)附則第 18 条」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)附則第 22 条」に、「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「第 37 条の 7」を「第 37 条の 6」に、「第 37 条の 9 の 4 又は第 37 条の 9 の 5」を「第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」に改める。

第 2 条 桐生市市税条例の一部を次のように改正する。

第 94 条第 3 項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第 10 条の 2 第 14 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15 条第 46 項」に改める。

第 3 条 桐生市市税条例の一部を次のように改正する。

第 94 条第 3 項中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改め、同項第 3 号柱書中「附則第 48 条第 1 項第 1 号」を「附則第 48 条第 1 項第 2 号」に改める。

第 95 条中「5,692 円」を「6,122 円」に改める。

第 4 条 桐生市市税条例の一部を次のように改正する。

第 94 条第 3 項中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第 3 号柱書中「所得税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 7 号)附則第 48 条第 1 項第 2 号に定める」を「たばこ税法(昭和 59 年法律第 72 号)第 11 条第 1 項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和 59 年法律第 72 号)」を削る。

第 95 条中「6,122 円」を「6,552 円」に改める。

第 5 条 桐生市市税条例の一部を次のように改正する。

第 93 条の 2 中「及び次条第 3 項第 1 号」を削る。

第 94 条第 3 項中「第 1 号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した」を削り、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同条第 4 項中「又は前項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第 5 項中「第 3 項第 2 号」を「第 3 項第 1 号」に改め、同条第 7 項中「第 3 項第 3 号」を「第 3 項第 2 号」に改め、同条第 8 項中「第 3 項第 3 号ア」を「第 3 項第 2 号ア」に改め、同条中第 9 項を削り、第 10 項を第 9 項とする。

(桐生市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 6 条 桐生市市税条例等の一部を改正する条例(平成 27 年 9 月 25 日条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項各号列記以外の部分中「新条例」を「市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表右欄中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に、「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中市税条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日

2 第1条の規定による改正後の桐生市市税条例附則第12条の2の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 前条第 8 号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 33 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 32 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 第 1 条の規定による改正後の市税条例第 23 条第 1 項及び第 3 項並びに第 48 条第 10 項から第 12 項までの規定は、前条第 6 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号。次条において「改正法」という。)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下この条において「旧法」という。)附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 32 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第 4 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に改正法第 2 条の規定による改正前の地方税法附則第 15 条第 43 項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 6 条 平成 30 年 10 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。附則第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(桐生市市税条例等の一部を改正する条例(平成 27 年桐生市条例第 31 号)附則第 4 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品を除く。以下この項及び第 5 項において「製造たばこ」という。)を同日に販売の



ため所持する卸売販売業者等(附則第 1 条第 1 号に掲げる規定による改正後の市税条例(第 4 項及び第 5 項において「30 年新条例」という。)第 92 条の 2 第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 7 号。附則第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項において「所得税法等改正法」という。)附則第 51 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 24 号)別記第 2 号様式による申告書を平成 30 年 10 月 31 日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 31 年 4 月 1 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、30 年新条例第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 30 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 19 条	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、	桐生市市税条例等の一部を改正する条例(平成 30 年桐生市条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 30 年改正条例」という。)附則第 6 条第 3 項、
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 2 項
第 19 条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 3 項の納期限

第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 24 号)別記第 2 号様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 3 項

- 5 30 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

- 第 7 条 平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間における前条第 4 項の規定の適用については、同項の表第 19 条第 3 号の項中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」とあるのは、「第 98 条第 1 項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第 8 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 7 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第 9 条 平成 32 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 9 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課

する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 25 号。附則第 11 条第 2 項において「平成 30 年改正規則」という。)別記第 2 号様式による申告書を平成 32 年 11 月 2 日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 33 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、第 3 条の規定による改正後の市税条例(以下この項及び次項において「32 年新条例」という。)第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 32 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 19 条	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、	桐生市市税条例等の一部を改正する条例(平成 30 年桐生市条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 30 年改正条例」という。)附則第 9 条第 3 項、
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 9 条第 2 項
第 19 条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 30 年改正条例附則第 9 条第 3 項の納期限
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 25 号)別記第 2 号様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 9 条第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 9 条第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 9 条第 3 項

- 5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第9号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の市税条例(以下この項及び次項において「33年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第1

01 条の規定を適用する。この場合において、次の表に左欄に掲げる 33 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 19 条	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、	桐生市市税条例等の一部を改正する条例(平成 30 年桐生市条例第号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 30 年改正条例」という。)附則第 11 条第 3 項、
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 11 条第 2 項
第 19 条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 30 年改正条例附則第 11 条第 3 項の納期限
第 98 条第 4 項	施行規則第 24 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 25 号)別記第 2 号様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 11 条第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 11 条第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 11 条第 3 項

- 5 33 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

## 議 案 説 明

### 議案第 54 号 桐生市市税条例等の一部を改正する条例案

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税、市たばこ税及び固定資産税について、所要の改正を行おうとするものです。また、平成 30 年 3 月 31 日付け専決処分において改正漏れがあったことから、同年 4 月 1 日遡及適用により、用途変更のあった宅地等に係る負担調整措置を平成 32 年度まで 3 年間延長しようとするものです。